

七ヶ浜町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

目 次

第1章 本計画について

1 本計画策定の趣旨と位置づけ	1
2 計画期間	2
3 取組体制	2
4 対象施設	2

第2章 公共施設等の現状と将来見通し

1 公共施設の現状	3
2 人口推移と将来の見通し	8
3 財政状況	9
4 将来の更新費用推計	12

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 公共施設の現状と課題	18
2 公共施設等に関する基本方針	19
3 フォローアップの実施方針	21

第1章 本計画について

1 本計画策定の趣旨と位置づけ

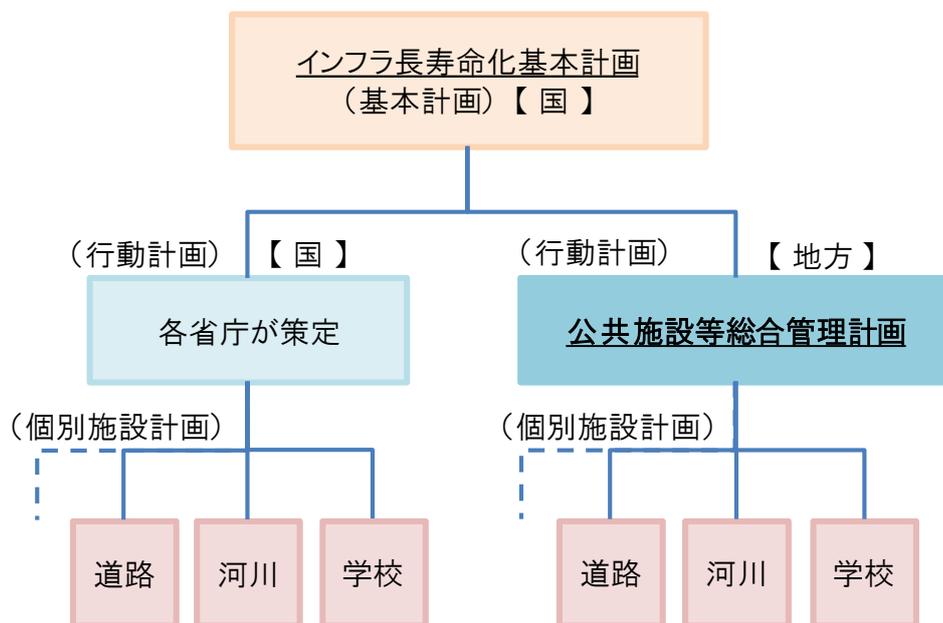
現在、全国的に公共施設等の資産更新問題が大きな課題となっています。当町においても、今後、少子高齢化や人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設を管理することが必要となっています。

また、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより、安全安心に向けた防災への取組と、都市基盤の迅速な復興が求められ、この5年間は多数の災害復旧工事や大規模な建替更新が行われました。そして今後も引き続き復旧・復興、防災対策を図っていく必要があります。

このような現状を踏まえ、公共施設等のあり方を検討する公共施設マネジメントに取り組むこととし、今後の管理・運営に活用する基礎資料として七ヶ浜町公共施設白書を作成し、町が所有する公共施設について取りまとめを行っています。

公共施設等総合管理計画は、上記の現状を踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくことを目的に策定するものです。

また、本計画の位置付けは、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするものであり、地方公共団体における行動計画となっています。そして、今後の公共施設等の維持管理の基本的な方針を示すものとなっています。



2 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度から 20 年間とします。ただし、計画期間中でも七ヶ浜町長期総合計画や七ヶ浜町震災復興計画等の見直しに伴い、整合性を図るため、計画の見直しを行うものとしてます。

3 取組体制

公共施設等の管理については、施設の類型ごとに各部局において管理され、公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないことから、総合的かつ計画的に本計画の取組を実行していくために、全庁的な取組体制を構築します。

4 対象資産

本計画では、町が所有する全ての建物系公共施設およびインフラ施設を対象とします。

分類	対象施設
建物系公共施設	公民館、文化施設、博物館等、スポーツ施設、 野外活動センター、産業系施設、学校、学校給食センター、 保育園、子育て支援センター、児童保育館、高齢福祉施設、 障害福祉施設、児童福祉施設、保健施設、役場庁舎、消防施設、 避難所、資機材倉庫、備蓄倉庫、公営住宅、公園公衆便所、 水道事業所、ポンプ場、配水池管理棟など
インフラ施設	町道、農道、橋梁、トンネル、上水道管渠、下水道管渠

第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

1 公共施設の現状

(1) 建物系公共施設

建物系公共施設については、次の通り分類ごとに区分して整理しました。

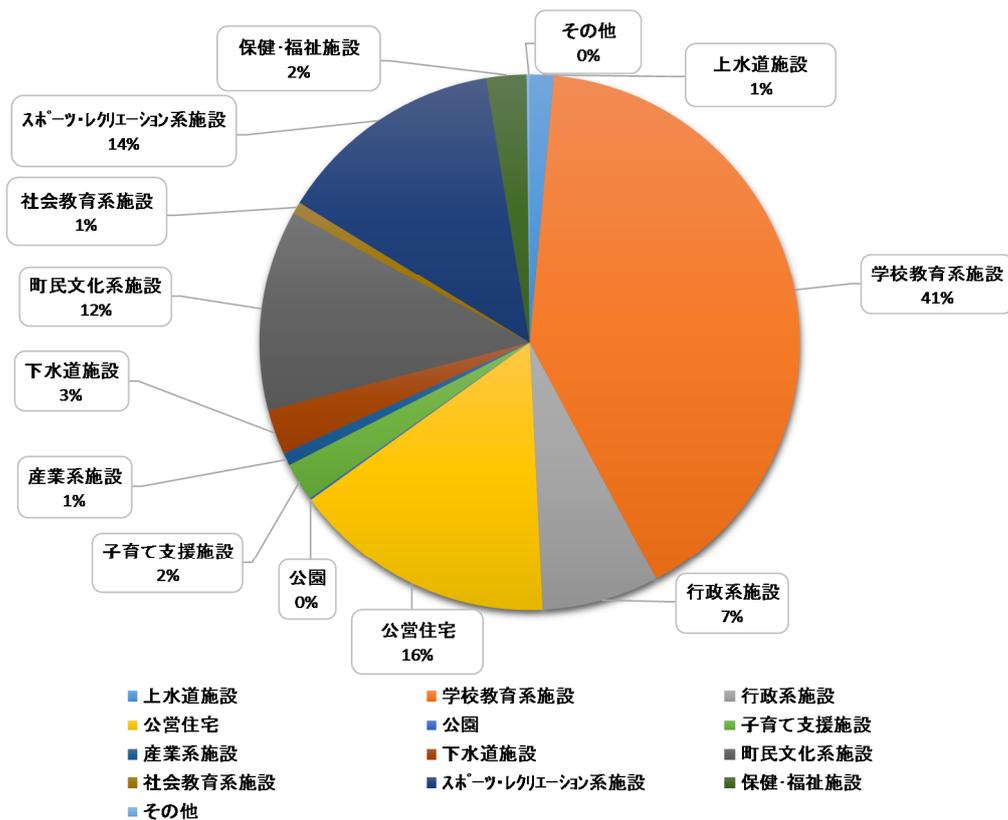
大分類	中分類	主な施設
町民文化系施設	集会施設	中央公民館、地区公民館、集会場
	文化施設	国際村、プリマスハウス、陶芸館
社会教育系施設	博物館等	歴史資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	武道館、町民プール、アクアリーナ サッカースタジアム、テニス・フットサルコート 屋内運動場、総合スポーツセンター管理棟 野球場、スポーツ広場
	レクリエーション施設・ 観光施設	野外活動センター
産業系施設	産業系施設	阿川沼排水機場建屋、農機具格納庫 共同乾燥調整施設建屋 海遊ほのぼの農園管理棟
学校教育系施設	学校	亦楽小学校、松ヶ浜小学校、汐見小学校 七ヶ浜中学校、向洋中学校
	その他教育施設	学校給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	遠山保育所
	幼児・児童施設	子育て支援センター、はまぎく児童保育館 まつかぜ児童保育館、さくら児童保育館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	ミニデイサービスセンター「元気茶屋」 老人福祉センター
	障害福祉施設	あさひ園
	児童福祉施設	心身障害児通園施設(まつぼっくり広場)
	保健施設	母子健康センター
行政系施設	庁舎等	役場庁舎
	消防施設	各分団消防ポンプ車置場兼待機所
	その他行政施設	各地区避難所、資機材倉庫、備蓄倉庫
公営住宅	公営住宅	松ヶ浜地区町営住宅 菖蒲田浜地区町営住宅 花淵浜地区町営住宅 吉田浜地区町営住宅 代ヶ崎浜地区町営住宅
公園	公園	各公園公衆便所

その他	その他	蓮沼苑事務所管理棟
上水道施設	上水道施設	七ヶ浜町水道事業所 遠山ポンプ場・ポンプ室 松ヶ浜・前浜倉庫、君ヶ岡配水池・管理棟 花淵浜配水池・減菌室、東宮浜配水池・減菌室
下水道施設	下水道施設	各ポンプ場

① 施設分類別の延床面積

町で所有する施設のうち、学校教育系施設の延床面積が最も多く、全体の 41%を占めています。続いて、公営住宅が 16%、スポーツ・レクリエーション系が 14%と続きます。この 3 分類のみで、全体の 71%を占めることになります。

<施設分類別延床面積>



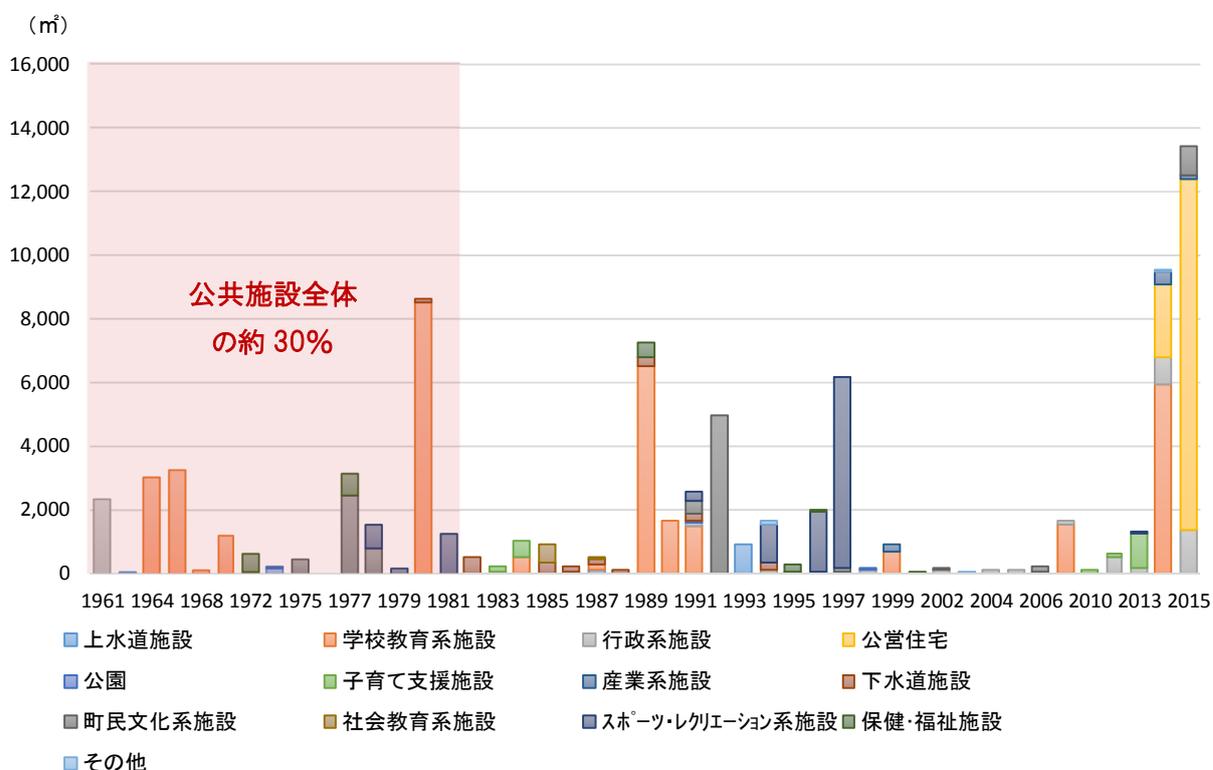
※建物系としてまとめているため、野球場やスポーツ広場の工作物に当たる面積を除外しています。

② 築年度別延床面積

年度別にみると、延床面積の広い学校施設やスポーツ施設の建築年度に高い数値となっており、1980年の前後および1989年～1997年にかけて集中しています。また、震災後に、七ヶ浜中学校、学校給食センター、公営住宅、各避難所などの建築を実施したため、2013年以降に建築した延床面積が大きくなっています。

なお、町で所有する中で、最も古い建物は役場庁舎(1961年建築)で、平成28年時点で54年経過しています。旧耐震基準が適用されていた時期である1981年(昭和56年)以前に整備された施設の延床面積は全体の約30%となっています。

<年度別施設整備延床面積>



(2) インフラ施設

町で所管するインフラ施設の概要は次の通りです。

道路	町道	路線数	386 本
		実延長	99,163 m
		舗装延長	97,689 m
		歩道延長	24,019 m
	面積	787,694 m ²	
	農道	延長	15,541 m

橋梁	橋梁数	延長(m)	橋梁面積(m ²)
	3	70	746.7

トンネル	箇所	延長(m)	面積(m ²)
	1	48	364.8

上水道		延長(m)
	送水管	6,083.5
	配水管	123,903.9
	計	129,987.4

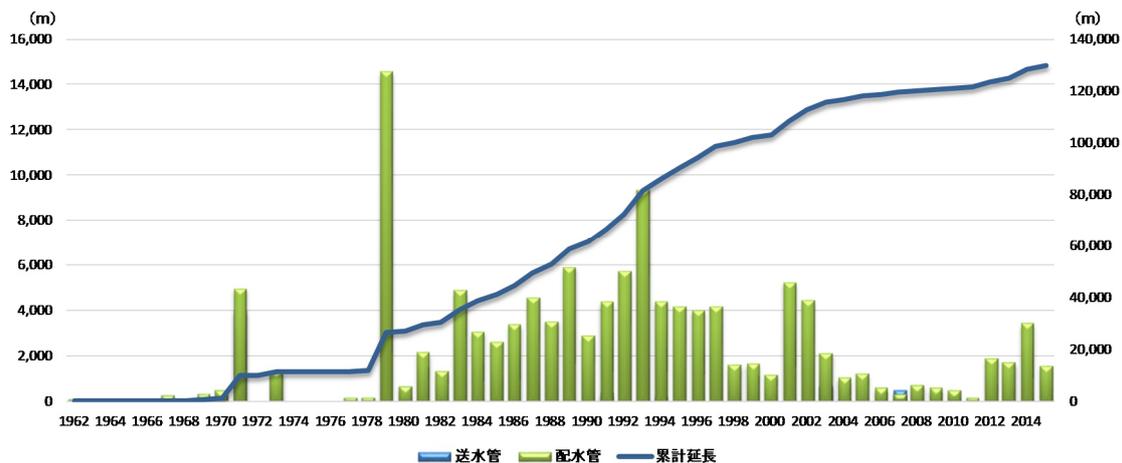
下水道		延長(m)
	七ヶ浜第一処分区	26,464.39
	七ヶ浜第二処分区	88,477.43
	計	114,941.82

① 築年度別整備延長

1) 上水道

上水道の管渠については、1962年(昭和37年)から整備が開始されました。1971年、1979年に大規模に整備された後、毎年度の整備距離が増えていき、1991年にピークを迎えた後は徐々に整備工事が減少しています。2000年には現在の総延長の80%の管渠が整備されました。2011年の震災後に再び復旧や耐震対策のため整備が増加しています。

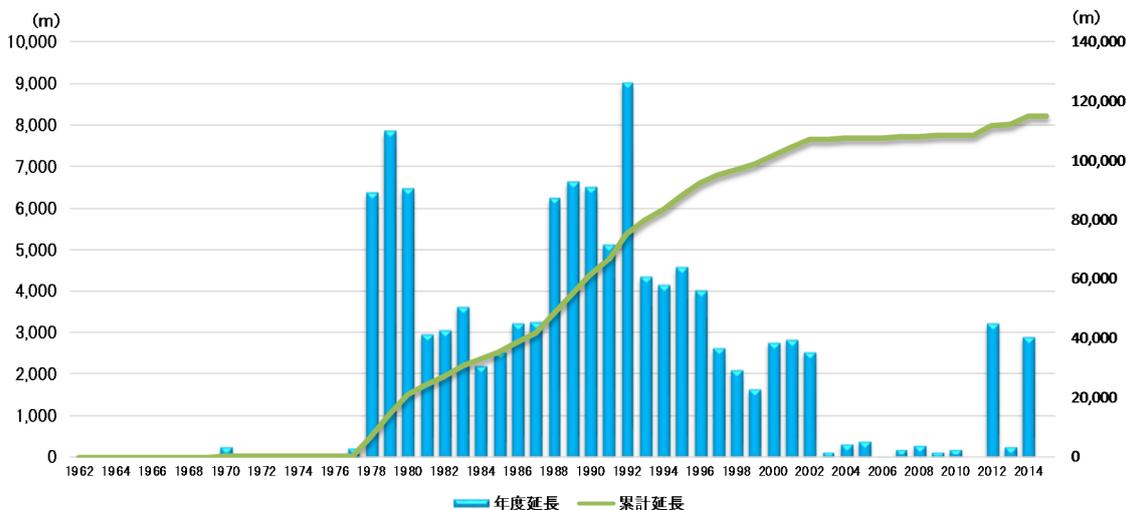
<上水道管渠 年度別整備状況>



2) 下水道

下水道の管渠については、1978年(昭和53年)から大規模な布設を開始し、2002年までの25年間に集中して整備され、2002年には現在の総延長の約90%が整備されています。また、上水道と同様に、2011年の震災後に再び復旧や耐震対策のため整備が行われています。

<下水道管渠 年度別整備状況>



2 人口推移と将来の見通し

本町の人口推移は、1900年代は増加が続き、2000年前後にピークを迎え、その後減少傾向が続いています。(実際のピークは2004年8月の21,722人)

2020年以降の推計として3パターン実施しています。

推計パターン1: 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠。

推計パターン2: 合計特殊出生率を国目標値に基づき、2030年は1.8、2040年以降は2.07に設定、2020年以降の転出入に関する社会増減を見込んだ推計。

推計パターン3: 合計特殊出生率を国目標値に基づき、2030年は1.8、2040年以降は2.07に設定、2020年以降の転出入に関する社会増減を見込まない推計。

2060年の人口推計では、パターン1が1万人強で、2010年の約51.7%、同じくパターン2では60.5%、パターン3では70.0%となる結果となっています。

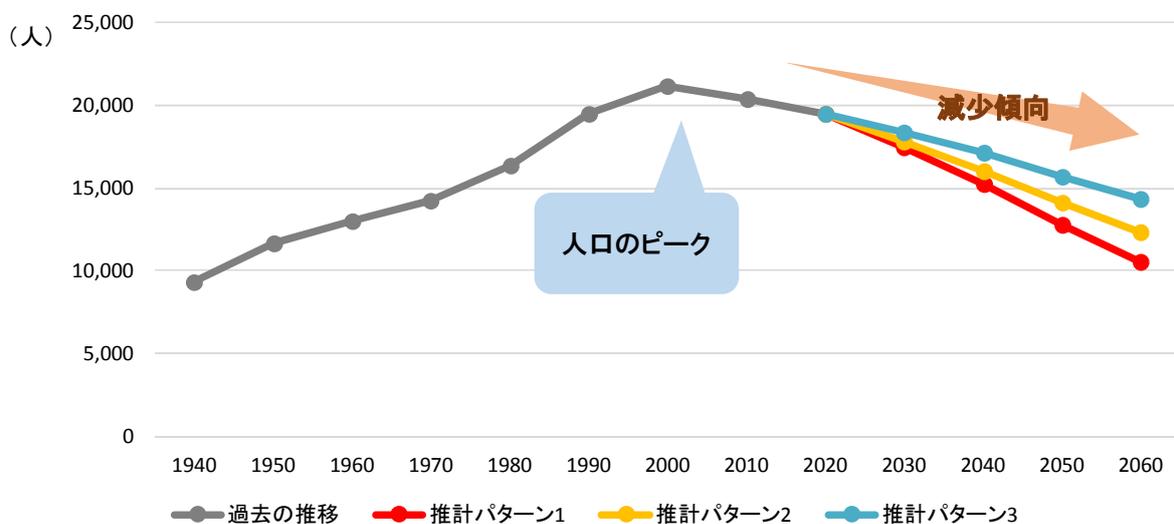
これまでの人口推移（国勢調査より）

	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
総人口(人)	9,278	11,618	13,054	14,204	16,393	19,523	21,131	20,416

これからの人口推計（人口ビジョンより）

	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
パターン1	19,452	17,465	15,224	12,824	10,559
パターン2	19,452	17,774	16,054	14,155	12,361
パターン3	19,452	18,378	17,119	15,644	14,289

<人口推移>



3 財政状況

(1) 一般会計歳入額

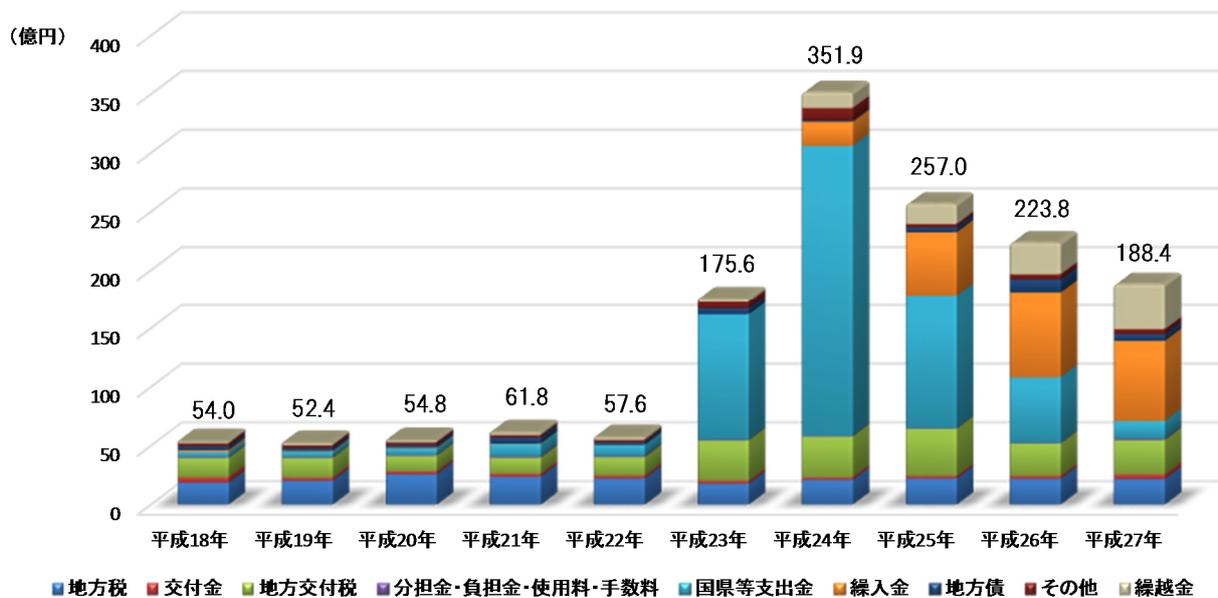
平成 22 年度(2010 年度)までは、歳入総額が約 60 億円前後で推移していました。

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 東日本大震災が発生した翌平成 24 年度(2012 年度)からは、災害復旧・復興のための国県等支出金が増加し、また震災復興特別交付税の交付により地方交付税が著しく増加しています。

一方で、震災後の町民税、固定資産税などの地方税が、災害による条例減免、雑損控除、所得の減少、家屋の倒壊等による減免免除をしたことにより減少しています。

震災から数年経過後は、災害廃棄物処理事業が平成 26 年度に終了したことなどにより国県等支出金が増加していき、東日本大震災復興交付金基金繰入金や財政調整基金繰入金などにより繰入金が増加しています。

<一般会計歳入推移>



(2) 一般会計歳出額

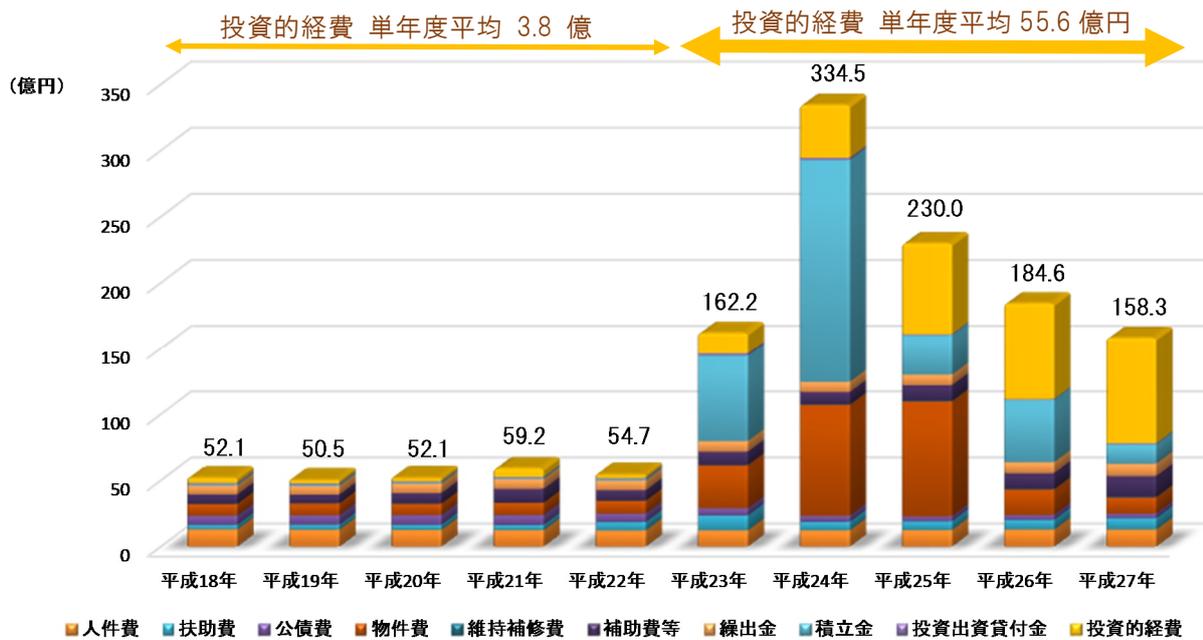
平成 22 年度(2010 年度)までは、歳出総額が約 50 億円～60 億円で推移していました。

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日に東日本大震災が発生した翌平成 24 年度(2012 年度)からは、災害復旧・復興のための物件費が急激に増加し、また東日本大震災復興交付金基金や東日本大震災復興基金への積立金も合わせて急激に増加しています。

震災後数年経過した後は、物件費、積立金が減少していき、各種施設の整備や災害復旧事業費の増加から投資的経費が毎年増加傾向にあり、平成 27 年度になると投資的経費の額が 80.4 億円と、歳出総額の約 50%を占める水準となっています。

なお、投資的経費のみに注目すると、平成 18 年度(2006 年度)～平成 22 年度(2010 年度)の平均が 3.8 億円、平成 23 年度(2011 年度)～平成 27 年度(平成 2015 年度)の平均が 55.6 億円と震災前の 14.6 倍となっています。

<一般会計歳出推移>

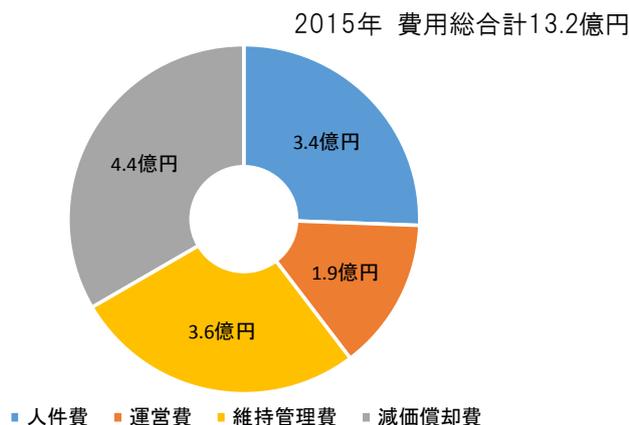


(3) 公共施設等に係る費用の状況(コスト情報)

町の公共施設の維持管理運営に要する費用(コスト)について取りまとめを行いました。ここには指定管理先の費用も含めており、その代わり町の指定管理委託料は含めていません。人件費は(職員平均給与)×(施設の維持管理、運営に関わった正規職員の人員数)で算出しています。

平成 27 年度における町全体の維持管理運営に要する費用総額は 13.2 億円です。このうち、減価償却費が最も大きく 4.4 億円(全体の 33.4%)、次に維持管理費 3.6 億円(全体の 26.9%)、人件費 3.4 億円(25.6%)、運営費 1.9 億円(14.1%)となっています。

<町全体の公共施設の維持管理運営に要するコスト内訳>



※ 減価償却費:固定資産は長期間にわたって使用されるため、その使用される期間(耐用年数)に応じて費用(コスト)として認識されるという考えから、その取得に要した支出額を、耐用年数により各年度に配分した費用のことをいいます。耐用年数経過後の減価償却費は 0 円となります。

施設類型別(大分類)の費用状況は次の通りです。施設類型により維持運営費用合計に大きな差がありますが、施設規模が大きくなるほど運営費、維持管理費がかかるため、費用合計も大きくなっています。職員もしくは指定管理先人員が常駐する施設は人件費が高くなる傾向にあります。

また、建築後の経過年数が長い施設が多くを占める施設類型ほど、減価償却費の比率が減少し、逆にそれ以上の維持管理費が発生する傾向があります。

(単位:百万円)

施設類型大分類	人件費	運営費	維持管理費	減価償却費	合計
町民文化系施設	62.7	24.8	78.5	70.3	236.3
社会教育系施設	11.5	0.0	0.9	1.9	14.3
スポーツ・レクリエーション系施設	70.1	56.9	86.6	75.4	289.0
産業系施設	0.6	0.0	2.9	3.6	7.1
学校教育系施設	5.8	84.3	111.5	110.9	312.5
子育て支援施設	131.6	16.2	7.3	13.5	168.6
保健・福祉施設	30.1	2.4	4.3	6.1	42.9
行政系施設	8.6	0.0	20.8	44.4	73.8
公営住宅	0.0	0.0	11.9	89.6	101.5
公園	0.0	0.0	1.8	0.6	2.4
その他	0.0	0.0	3.2	0.5	3.7
上水道施設	2.9	0.8	10.3	6.6	20.6
下水道施設	13.8	0.4	15.3	17.7	47.2
合計	337.7	185.8	355.3	441.1	1,319.9

4 将来の更新費用推計

総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフト等を使用し、今後 40 年間の更新費用を算出しています。なお、文化財など建替えを想定していない建築物は、更新費用算出の対象とはしていません。

(1) 建物系公共施設の更新費用

① 前提条件

1) 更新費用の算出方法

施設等の延床面積をもとに、次の単位面積当たり更新費用を乗じて算出しています。

a) 更新(建替)単価

公営住宅	280 千円/㎡
子育て支援施設、学校教育系施設	330 千円/㎡
下水道施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設	360 千円/㎡
社会教育系施設、町民文化系施設、産業系施設、行政系施設	400 千円/㎡
その他	360 千円/㎡

b) 大規模修繕単価

公営住宅、子育て支援施設、学校教育系施設	170 千円/㎡
下水道施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、供給処理施設	200 千円/㎡
社会教育系施設、町民文化系施設、産業系施設、行政系施設	250 千円/㎡
その他	200 千円/㎡

2) 建替

建替は建築後 60 年経過後に実施するものとし、既存と同様の延床面積を再建築することを想定しています。また、建替期間を 3 年とし、3 年間均等に費用を見積もっています。ただし、試算時点において更新時期が到来している場合は、試算時点より 10 年間均等に費用が発生するものとして試算しています。

3) 大規模改修

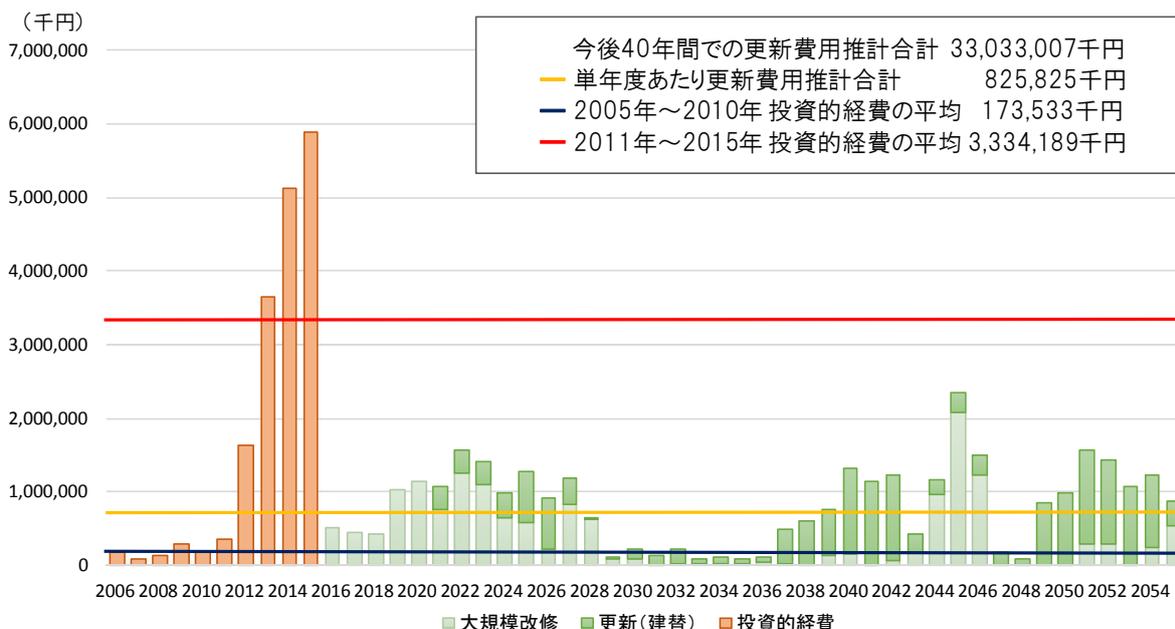
大規模改修は建築後 30 年経過後に実施するものとし、更新単価は建替の約 6 割の金額を想定しています。また、大規模改修期間を 2 年とし、2 年間均等に費用を見積もっています。ただし、試算時点において修繕時期が到来している場合は、試算時点より 10 年間均等に費用が発生するものとして試算しています。

② 建物系公共施設の更新費用

町で所有する建物系公共施設を、現状規模のまま保有し、大規模改修、更新を行った場合、今後 40 年間で総額 330.3 億円、単年度平均にすると 8.3 億円の費用がかかる試算となっています。施設を建設した時期が集中しているため、更新費用も一定の時期に集中する傾向が見られます。

2011 年度以降、復興のための工事を急速に行っているため、投資的経費が例年と比較し突出して多額となっており、直近 5 年平均もそれに伴い高額となっています。また、これらの大規模改修時期が 2044 年～2046 年に集中しているため、その時期の費用が多額になっています。

<建物系公共施設更新費用>



(2) インフラ資産の更新費用

① 道路

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。

更新年数については、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12 年～20 年であることを踏まえ 15 年としています。したがって、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年更新していくと仮定しています。

② 橋梁

橋梁については、更新年数経過後に更新すると仮定し、橋梁面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。

更新年数については、建築後 60 年経過後に更新するものとし、既存と同様の面積を再建築することを想定しています。建築年度が不明の橋梁は、試算時点から 5 年間均等に費用が発生するものとして試算しています。

③ トンネル

トンネルについては、更新年数経過後に更新すると仮定し、建築時の額を更新費用としています。

更新年数については、橋梁と同様に建築後 60 年経過後に更新するものとしています。

④ 上水道および下水道

上水道および下水道については、更新年数経過後に更新すると仮定し、各年度の管渠整備延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。

更新年数については、上水道については整備後 40 年、下水道については整備後 50 年経過後に更新するものとし、既存と同様の延長を再整備することを想定しています。

⑤ 更新単価

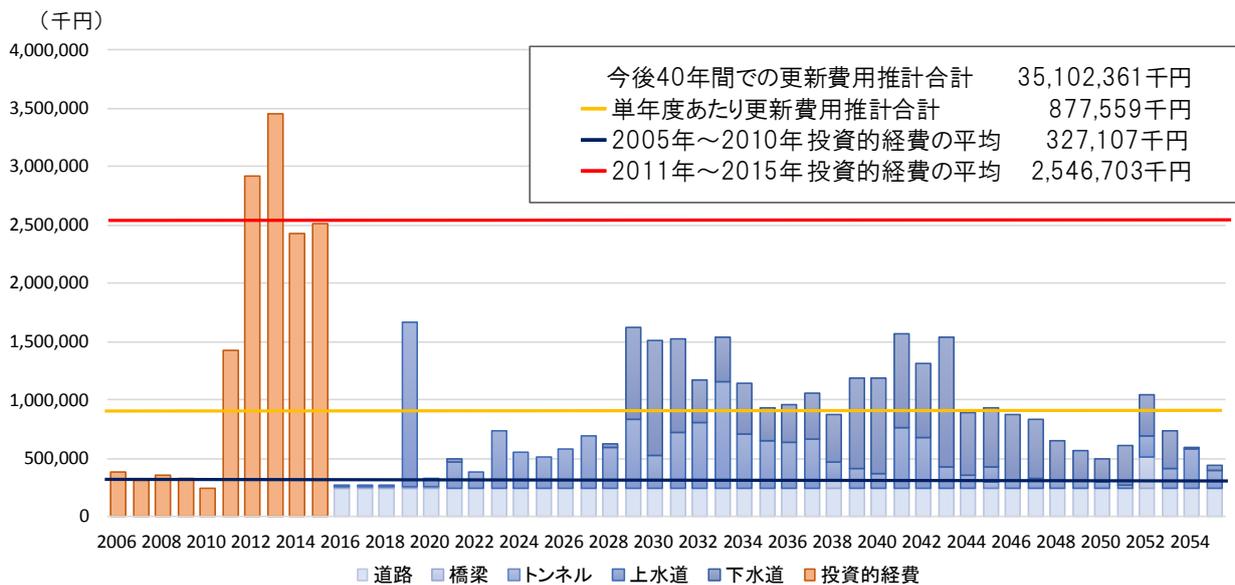
一般道路			4.7 千円/㎡
すべての橋梁			448 千円/㎡
上水道管渠	導水管及び送水管	～300mm 未満	100 千円/m
		300～500mm 未満	114 千円/m
	配水管	～150mm 以下	97 千円/m
		～200mm 以下	100 千円/m
下水道管渠			124 千円/m

⑥ インフラ資産の更新費用

町で所有する道路、橋梁、上水道・下水道管渠を、現状規模のまま保有し、更新を行った場合、今後40年間で総額351.0億円、単年度平均にすると8.8億円の費用がかかる試算となっています。上水道については徐々に増加していきますが、整備時期が集中している下水道について、整備時期から約50年経過する2029年頃からの更新費用が急激に増加する結果となっています。

<インフラ資産の更新費用>

※直近5年の災害復旧費は全てインフラ資産の投資的経費に含めています。

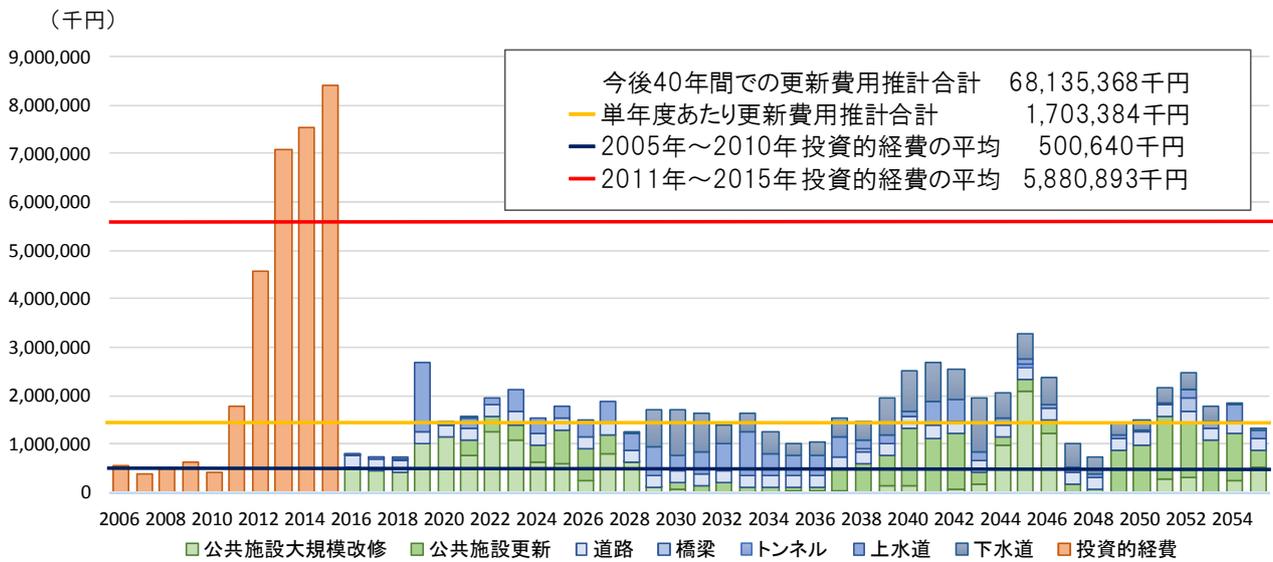


(3) 公共施設全体の更新費用

① 公共施設全体の更新費用

今後 40 年間、現在と同様の公共施設を保有し続けた場合の更新費用を試算したところ、40 年間で 681.4 億円、1 年あたり約 17.0 億円と算出されました。

<公共施設全体の更新費用>



② 過去の投資的経費額と今後の更新費用試算額との比較

震災前の平成 18 年度～平成 22 年度の 5 年間にかけて投資的経費の単年度平均額と、今後 40 年間の更新費用の単年度平均額とを比較してみると、今後は従来の約 3.4 倍の更新費用が必要となる結果となっています。

区 分	平成 18～22 年度 (2005～2010)	今後の更新費用試算額		比率
	単年度平均 A	40 年累計	単年度平均 B	B/A
公共施設	1.7 億円	330.3 億円	8.3 億円	488%
インフラ資産	3.3 億円	351.0 億円	8.8 億円	267%
合 計	5.0 億円	681.4 億円	17.0 億円	340%

※ 端数のため合計が不一致となっている場合があります。

③ 人口あたり更新費用

町民一人あたりの更新費用を見てみると、平成 18 年～平成 22 年度(2005 年～2010 年度)では、2.6 万円/人でしたが、平成 52 年(2040 年)には 9.9 万円/人となり、約 3.8 倍の負担となる計算となります。

年 度	公共施設全体の 年間更新費用	人口推計	1 人あたり 単年度更新費用
平成 27 年 (2015 年)	平成 18～22 年平均 5.0 億円	19,395 人	2.6 万円/人
平成 27 年 (2015 年)	平成 23～27 年平均 58.8 億円	19,395 人	30.3 万円/人
平成 32 年 (2020 年)	17.0 億円	19,452 人	8.7 万円/人
平成 42 年 (2030 年)	17.0 億円	18,378 人	9.3 万円/人
平成 52 年 (2040 年)	17.0 億円	17,119 人	9.9 万円/人

※人口推計は人口ビジョンの推計パターン3に基づいています。

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 公共施設の現状と課題

(1) 震災復興および防災対策

震災からこれまでの間、震災復興計画に基づき、多くの公共施設について復旧工事を実施してきました。特に平成 25 年度(2013 年度)までを復旧期、平成 27 年度(2015 年度)までを再生期とし、道路や上水道・下水道をはじめとするインフラ資産、アクアリーナや国際村などの公共施設の復旧工事、七ヶ浜中学校や給食センターの建替、および公営住宅、避難所、備蓄倉庫などの整備を実施してきました。しかし、まだ復旧工事を完了していない部分もあり、安全安心・快適で住みやすいまちづくりのために引き続き震災復興や防災対策を図っていく必要があります。

(2) 人口減少と公共施設のニーズの変化

本町の人口は 2004 年(平成 16 年)8 月に 21,722 人というピークを迎えた後 減少傾向が続き、2040 年(平成 52 年)には、現在の約 92%にまで減少する推計となっています。これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少および老年人口の増加により、少子高齢化が進んでいきます。そのため、将来的に子育て支援施設や学校教育施設では余剰が発生する一方で、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、世代構成の変化によるニーズの変化が起こることが予想されます。

(3) 財源の確保

震災後の災害復旧や施設建築は、国からの復興交付金により整備することができました。しかし、この交付金はいずれなくなる財源であり、また、生産年齢人口の減少により町税収入等自主財源の減少も見込まれています。

(4) 施設の老朽化と将来の更新費用

公共施設の築年度別延床面積から、旧耐震基準が適用されていた時期である 1981 年(昭和 56 年)以前に整備された施設の延床面積は約 30%であり、耐震改修未実施の施設も残っていることから、施設の必要性も踏まえて今後の施設のあり方について検討を行っていく必要があります。町が所有する公共施設を現状の規模のまま更新していくと仮定した場合、今後 40 年の更新費用の平均が年間 17.0 億円という試算結果となっています。震災前の 2005 年～2010 年の投資的経費平均が年間 5.0 億円だったことを踏まえると、すべての施設を現状のまま維持・更新していくことは財政的にかなり困難と言えます。また、震災後に一斉に整備した施設は、同じように老朽化していき、同じ時期に一斉に更新時期を迎えることとなります。

以上の課題を踏まえ、今後の施設の需要・必要性を把握しながら施設のあり方を検討し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現することが必要となります。

2 公共施設等に関する基本方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の構造や設備の損傷および腐食等の劣化に起因する事故等は未然に防ぐことが重要となります。各施設管理者は、各法律等に基づく法定点検を確実に実施します。また、その他に、予防保全につながる日常の点検項目を設定し、確実に実施します。点検診断等で得られたデータを蓄積、分析し、予防保全や効率的かつ効果的な修繕等に反映させます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

限りある財源の中で安全・安心に維持管理を行っていくため、長期的な視点からトータルコストの縮減、平準化を図ります。施設の点検診断等の結果、施設担当者の意見・要望等の程度および耐用年数の経過状況を踏まえて、公共施設の優先順位や効率性を判断し、予防保全型の維持管理、および計画的な保全の実施により、突発的な改修工事を抑制します。

① 建物系公共施設

復興事業が完了した後の施設の更新は、必要な部分のみを対象とし、建設コストや維持運営費用の縮減を図り、全体的な総量縮減に努めます。また、更新時には維持管理費や光熱水費などのランニングコストの削減につながる省エネ機器導入の検討を行います。施設の更新、維持管理にあたり、PPP/PFI※や指定管理者制度などにより、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することについて検討を行います。

② インフラ施設

施設の更新は、適切な保全による既存施設の長寿命化を優先し、費用対効果や経済効果を検討したうえで実施します。復興事業が完了した後の新規整備については、将来的に維持管理可能な総量となっているか随時検討を行います。

※PPP:Public Private Partnership 公民が連携して公共サービスの提供を行う手法。PPP には PFI や指定管理者制度、民間委託等も含まれます。

※PFI :Private Finance Initiative 公共施設等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法。

(3) 安全確保の実施方針

老朽化等により危険性が認められた施設や利用見込みのない施設については、そのまま放置すると住民の安全・安心に影響を及ぼす恐れがあるため、迅速かつ適切に対処します。

外壁の老朽化による落下事故や道路の陥没、橋桁の腐食等、高度の危険性が確認されたものは、住民の安全・安心を確保するため、速やかに利用を停止するとともに、緊急性の高い施設は速やかに応急措置を講じます。

利用見込みのない施設は、そのままにしておく維持費がかかることに加え、近隣の安全・安心への影響があることから、侵入防止策等の措置を行い、早期に取壊し撤去等を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

七ヶ浜町耐震改修促進計画に基づき各施設の耐震化を実施してきましたが、新耐震設計基準の施行日である1981年(昭和56年)6月以前に建築確認を行った施設で、まだ耐震化されていない施設を優先的に実施します。また、耐震化工事の実施にあたっては、高額な費用の発生や施設の一時的な利用停止も想定されることから、できる限り長寿命化工事実施時に行うなど、工事の効率化に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

長期的な視点から住民満足度の維持とトータルコストの縮減を図るため、長寿命化すべき施設か、建替更新等をすべき施設か検討を行います。長寿命化が有効な施設については、目標使用年数を定めたうえで長寿命化改修を行い、財政負担の軽減と平準化を図ります。また、点検診断等の実施方針に基づき得たデータを活用し、これまでの劣化・損傷が顕著となった段階で実施する事後保全から、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型維持管理を実施することにより長寿命化を図ります。

① 建物系公共施設

建物に附属する電気設備、機械設備、屋根、外壁等の構造区分毎の点検等調査結果を基に、それぞれの最適な改修時期を選定し工事を実施します。

② インフラ施設

できる限り耐震補強工事等に合わせて長寿命化工事を行うこととし、改修・更新時には劣化しにくい素材や新技術の効果的な導入を検討します。

(6) 統合や廃止の実施方針

震災後、自然との調和により人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくりを最優先として、七ヶ浜町震災復興計画に基づき施設の修繕や建て替えを実施してきました。住宅復興および地域復興施策については2015年度(平成27年度)までに、大部分の整備を行うことができましたが、まだ一部都市公園や広場等これから実施する部分が残っています。短期的には、七ヶ浜町震災復興計画に基づき施設の整備を行っていく予定となっています。

長期的な視点からは、将来の人口推計・年齢別構成等を踏まえ、需要の変化を想定し、公共施設の量の適正化を検討します。公共施設の利用度、立地条件、維持管理コスト等を勘案し、統廃合、再配置、他用途への転換、多機能化・複合化により適正配置を行っていきます。

3 フォローアップの実施方針

(1) 本計画および個別計画の進捗管理

本計画に基づき個別計画を平成 32 年度までに作成し、PDCA サイクルにより毎年度ごとに進捗管理を行います。施設に関する情報は膨大であり、さらに日々更新されていくため公共施設に関する管理情報を常に最新に保つ必要があります。今後も引き続き定期的な点検、施設調査を実施することで情報の更新を行い、将来の修繕や更新の時期、経費予測を行えるように進捗管理していきます。

(2) 議会、住民、各課との認識の共有化

本計画の実効性を確保するため、各施設を管理・所管する各課の取組状況を集約し、施設等の利用状況や維持管理の現況、適正配置の検討などについては、随時議会や住民に対して公表し、町全体として認識の共有化を図ります。

実施項目	年度											
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H46 2034	H47 2035	H48 2036	
公共施設白書の作成	白書作成											本計画の見直し・更新
公共施設等総合管理計画の策定	計画策定											
計画に基づく公共施設の管理												
点検・診断		方針に基づく定期点検・診断の実施										
維持管理・修繕・更新等		計画的・予防的な維持管理・修繕、総量を見定めた更新等の実施										
安全確保		方針に基づく安全・安心確保の実施										
耐震化・長寿命化		耐震化・長寿命化の有効な施設の把握および対策実施										
統合・廃止		施設の適正配置、統廃合・廃止の必要性について検討										
フォローアップの実施												
進捗管理		PDCAサイクル、公共施設の情報更新による進捗管理										
認識の共有		議会、住民、各課において情報・認識の共有										
個別計画の策定			計画策定									
個別計画に基づく公共施設の管理							個別計画に基づく公共施設の管理					

七ヶ浜町公共施設等総合管理計画
平成 29 年 3 月

七ヶ浜町財政課
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
TEL 022-357-7438
FAX 022-357-5744